上総教育事務所だより





7297-0024 茂原市八千代 2-10 千葉県教育庁東上総教育事務所 TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143 E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp

平成30年5月10日(木)発行

東金市:八鶴湖 東上総教育事務所シンボルマーク

「子どもたちに未来を生き抜く力を」

春の季節は気まぐれで,暑さ寒さが代わる代わるですが,5月の陽ざしとともに夏の訪れも感じられるよう になりました。管内の各学校の教職員のみなさんは、いかがお過ごしでしょうか。きっと忙しい毎日を送られ ていることと思います。

詩人の谷川俊太郎さんの詩に、「とき」という作品があります。「とけいは とまることが あっても、とき は とまることが ない。」という文章で始まり、「きのうと きょうは よく にているけれど、おなじでは ない。 そして あすは いつでも あたらしい。」という言葉で結ばれます。私は、この詩を読むたび、時間の不 思議さと明日への希望を思います。同じような日々を送りつつも、明日への意欲は、新しい自分への期待があ ることで湧き上がるものであるように思います。

さて、東上総教育事務所の役割は、様々にありますが、端的に言えば、学校の教育力の向上に向けて、学校 を支援することにあります。学校の学びの環境整備には、関係機関の協力が不可欠です。本事務所は、「事務 所は、学校の応援団!」というスローガンを掲げておりますが、学校現場からも、確かにそうであると評価さ れるよう努めなくてはならないと考えています。

学校教育の成果は、児童・生徒の姿によって推し量られるべきものであると思います。所員一同、「すべて は子どもたちのために」の思いを胸に持ちながら、これからの未来を生き抜く子どもたちの育成のため、力を 尽くしてまいります。

所長 宮内 教夫

平成30年度の東上総教育事務所の重点月標を以下のとおり設定しました。

「事務所は、 学校の応援団

滴正・正確な事務処理の推進

人材育成と信頼される学校づくり

「生きる力」の育成

- (1)給与等の適正な執行
- (2)研修の充実
- (3)学校事務の共同実施の充実
- (1)教育現場を重視した質と教育力 の高い信頼される教職員の育成
- (2)教職員のモラールアップと不祥 事の根絶
- (3)安全・安心な学校づくりの推 進
- (1)学校経営・教育課程
- 2)学校(園)間の連携
- (3)研究と修養
- (4)学力向上
- (5)道徳教育・人権教育
- (6)グローバル化に対応した教育
- 7)生徒指導
- (8)特別支援教育
- (9)体育・健康・安全教育
- (10)キャリア教育(11)社会教育

「すべては子どもたちのために」

総務課から

児童手当・平成30年度初任等事務職員研修会について

〇児童手当について

児童手当の認定を受けた後、引き続き受給するためには、毎年6月に「現況届」の提出が必要です。 提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、御注意ください。

また,お子さんの出生や人事異動等で転入したとき,住所や氏名に変更があったときは,速やかに申 請をお願いします

〇「平成30年度初任等事務職員研修会」を開催しました

4月12日(木)に、東上総教育事務所総務課職員を講師に、第1回初任等 事務職員研修会を開催しました。平成28年度以降に採用された事務職員(臨 任事務職員を含む)及び市町村(組合)教育委員会担当者計18名が参加し、 熱心に受講されました。内容は、通勤・扶養・住居の3手当に加え、給与につ いての説明をしました。今年度は新たに「15年経験者等事務職員研修会」を 実施し、さらに事務職員の資質向上を図ってまいります。



管理課から

教員免許更新制に係る受講・申請について

※詳細は、千葉県 教育委員会ホー なる一ジで御碑 認ください。

今年度、以下の方々は、「更新講習の受講及び申請」「免除申請」「延期・延長申請」のいずれかを、 ず行ってください

申請をしない場合は、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。

【旧免許状所持者】**年度末35, 45, 55歳の者(第9グループ)**

【新免許状所持者】**有効期間満了の日が平成31年3月31日と記載された免許状所持者**

今年度中に修了確認期限(旧免許状),または,有効期間満了の日(新免許状)を迎える者 【その他】

- ※「更新講習を受講したこと」「管理職であること」「(旧免許状所持者の場合) 10 年以内に新しい免許状の 授与を受けていること」だけでは、更新手続き完了ではありません。必ず申請手続きを行ってください。
- ※「栄養教諭免許状」所持者は、修了確認期限(有効期間満了の日)が免許状を授与された日によって異な りますので、確認をお願いします。
 - 臨任講師や非常勤講師についても 教員免許更新制の対象になります。
 - 育休・療休・看休・休職中であって も, 期限までに必ず必要な申請をして ください。



- 旧免許状所持者は,修了確認期限が生 年月日で割り振られています。
- 新免許状には,10年の有効期間が付 されます。それぞれの有効期間を御確認 ください。
- 「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分に御注意ください。
- ★ 今年度末に修了確認期限(旧免許状の第9グループ),または,今年度末に有効期間満了の日(新免許 状)を迎える方は,夏季休業中に更新講習の受講を済ませ、10月5日(金)の事務所締切りまでに 申請してください。
- 教育事務所での上記以外の免許関係申請手続きの最終締切りは、12月21日(金)です。

指導室から

東上総教育事務所教育相談室 相談業務について

心配なこと,困ったことがありましたら御相談ください。一緒に考えましょう!

東上総教育事務所教育相談室 ~電話相談・来所相談~

〇 場 所 東上総教育事務所内 教育相談室(1階) 〒297-0024 茂原市八千代2-10

0475-23-4460 (相談専用) 電話番号 \bigcirc 相談日時

月曜日 ~ 金曜日(祝祭日を除く) 午前9時 ~ 午後5時

園児(幼・保)、小・中学生、高校生、保護者及び教職員

いじめや不登校に関すること ・集団不適応に関すること

家庭で困っていること 発達に関すること • 心の悩み等に関すること

電話相談, 来所相談

学校から直接、保護者から直接、児童・生徒から直接も可能です。

面談による相談は、予約制で行っています。はじめに保護者の方から電話で予約をしてくだ さい。

気軽に御相談 ください!



相談対象

相談内容

〇 相談方法

〇 電話相談 〇 来所相談